

流山市の給与・定員管理について

給与・定員管理等の公表は、『「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について』（令和4年3月29日総行給第88号）の様式記載要領などに準じて掲載しているものです。

なお、表中の千葉県の数値は「ちば県民だより」を、近隣市の数値は各市の協力によって作成しました。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

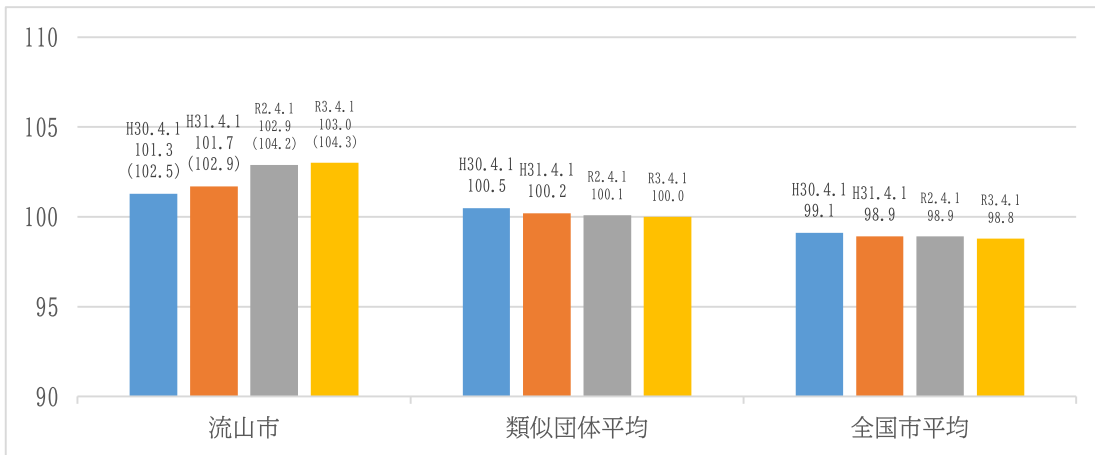
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 (千円) A	実質収支 (千円)	人件費 (千円) B	人件費率 (%) B/A	(参考) 令和元年度の人 件費率 (%)
流山市	200,309	88,172,958	2,156,350	9,779,026	11.1	13.9
我孫子市	131,644	53,239,295	1,039,951	8,186,341	15.4	20.6
野田市	154,140	70,496,309	1,436,819	9,078,511	12.9	17.8
柏市	428,587	180,740,006	5,102,221	25,243,409	14.0	16.4
松戸市	498,457	207,271,089	5,890,117	28,670,391	13.8	17.7
鎌ヶ谷市	109,943	47,222,380	1,698,364	6,536,655	13.8	16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (人) A	給与費				1人当たり 給与費 B/A (千円)	類似団体平 均1人当 たり給与費
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	計 B (千円)		
2年度	1,028	3,808,964	993,564	1,574,255	6,376,783	6,203	6,535

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

本市では、過去の人口急増期に職員を大量に採用し、職員の年齢構成が国と異なる等により、ラスパイレス指数が100を超えています。令和3年4月1日においては、年数階層への変動及び昇格、人事異動により職員構成が変動したことが主な要因となり、前年と比べ増加しております。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し [実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由））

改定実施時期	平成28年4月1日
実施内容	給料表の見直しについては、給料月額を平均2.1%引き下げました。激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）経過措置（現給保障）を実施しました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

国基準6%に対し、流山市においては7.3%を支給。（令和3年度）

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28 年度の支 給割合	平成29 年度の支 給割合	平成30 年度の支 給割合	令和元 年度の支 給割合	令和2 年度の支 給割合	令和3 年度の支 給割合
		4月1日 時点	遡及改定 後						
国基準による 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
流山市の支 給割合	7%	7%	7%	7%	7.2%	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施しました（平成28年4月1日実施）。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和3年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)
流山市	38.3	302,826	390,767	354,044
我孫子市	41.3	316,777	405,945	-
野田市	43.1	323,449	394,699	-
柏市	39.8	308,750	394,304	-
松戸市	41.2	305,517	420,302	-
千葉県	40.4	305,251	409,890	-
国	43.0	325,827	-	407,153
類似団体	41.8	316,706	421,371	376,792

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	
流山市	50.6	70	326,106	390,303	361,767	-	-	-	-
うち学校給食員	52.7	19	340,695	385,453	377,250	飲食物調理 従事者	44.5	267,000	1.41
うち清掃職員	51.8	22	337,418	444,096	375,344	廃棄物処理 業	46.6	304,600	1.23
うち用務員	64.3	1	255,200	280,849	273,829	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	50.3	235,200	1.16
我孫子市	53.2	28	354,536	412,430	-	-	-	-	-
野田市	57.4	48	301,894	344,130	-	-	-	-	-
柏市	55.1	95	325,184	378,904	-	-	-	-	-
松戸市	55.3	219	300,462	350,782	-	-	-	-	-
千葉県	53.3	-	304,686	363,931	-	-	-	-	-
国	50.9	2,201	286,947	-	328,603	-	-	-	-
類似団体	51.2	106	327,012	391,529	370,023	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C) (円)	民間 (D) (円)	C/D
流山市	-	-	-
うち学校給食員	5,686,986	3,620,500	1.57
うち清掃職員	5,749,967	4,236,800	1.36
うち用務員	3,750,944	3,186,100	1.18

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています (後日公表)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
流山市	37.5	292,680	385,169
我孫子市	39.2	306,951	404,409
野田市	37.3	290,029	388,919
柏市	38.0	301,054	395,676
類似団体	38.7	305,654	412,741

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分		初任給(円)	
一般行政職	流山市	大学卒	188,700
		高校卒	154,900
	千葉県	大学卒	188,700
		高校卒	154,900
	国	大学卒 総合職	186,700
		大学卒 一般職	182,200
高校卒 一般職		150,600	
技能労務職	流山市	高校卒	154,900
	千葉県	高校卒	152,700

(3) 職員の勤務年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在) 単位:円

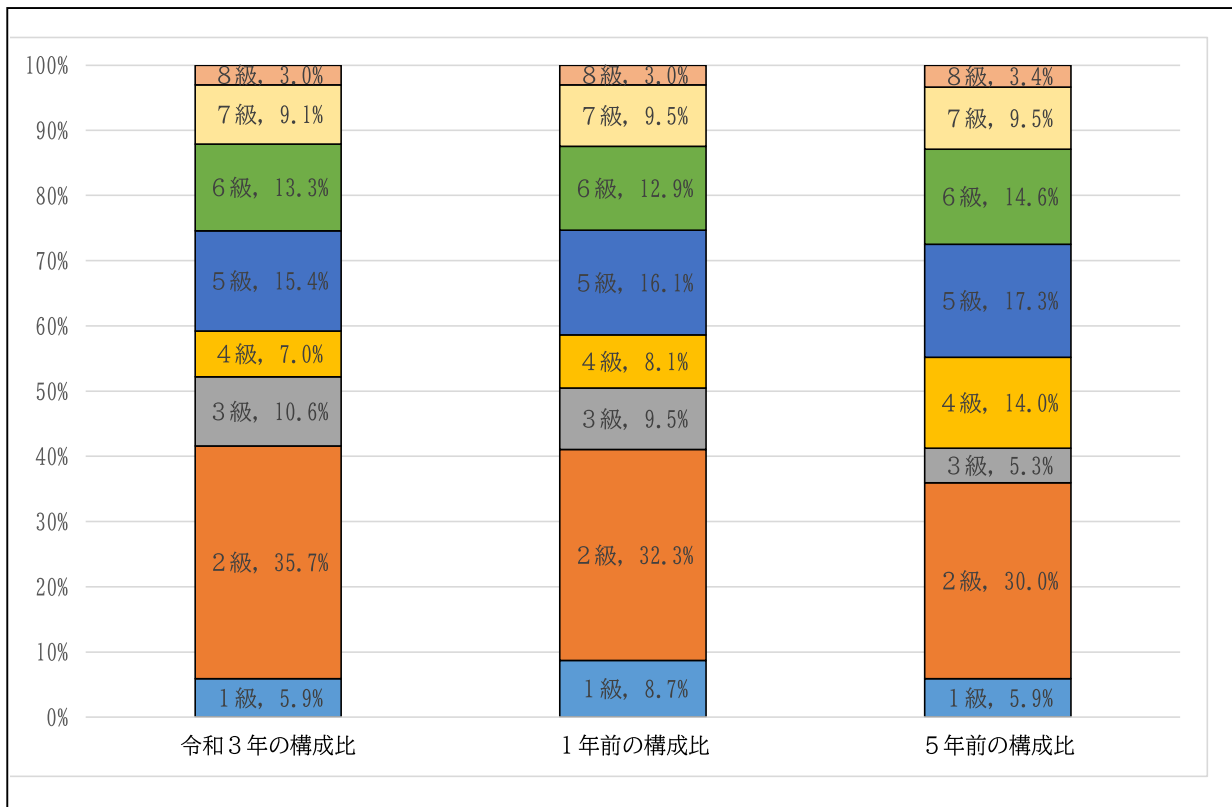
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	流山市	大学卒	256,750	359,880	402,825	409,513
		高校卒	-	-	375,100	403,650
技能労務職	流山市	大学卒	-	320,500	362,800	-
		高校卒	-	255,000	325,700	368,200
消防職	流山市	大学卒	-	-	374,900	-
		高校卒	229,925	324,650	-	376,367

3 一般行政職の級別職員数等の状況

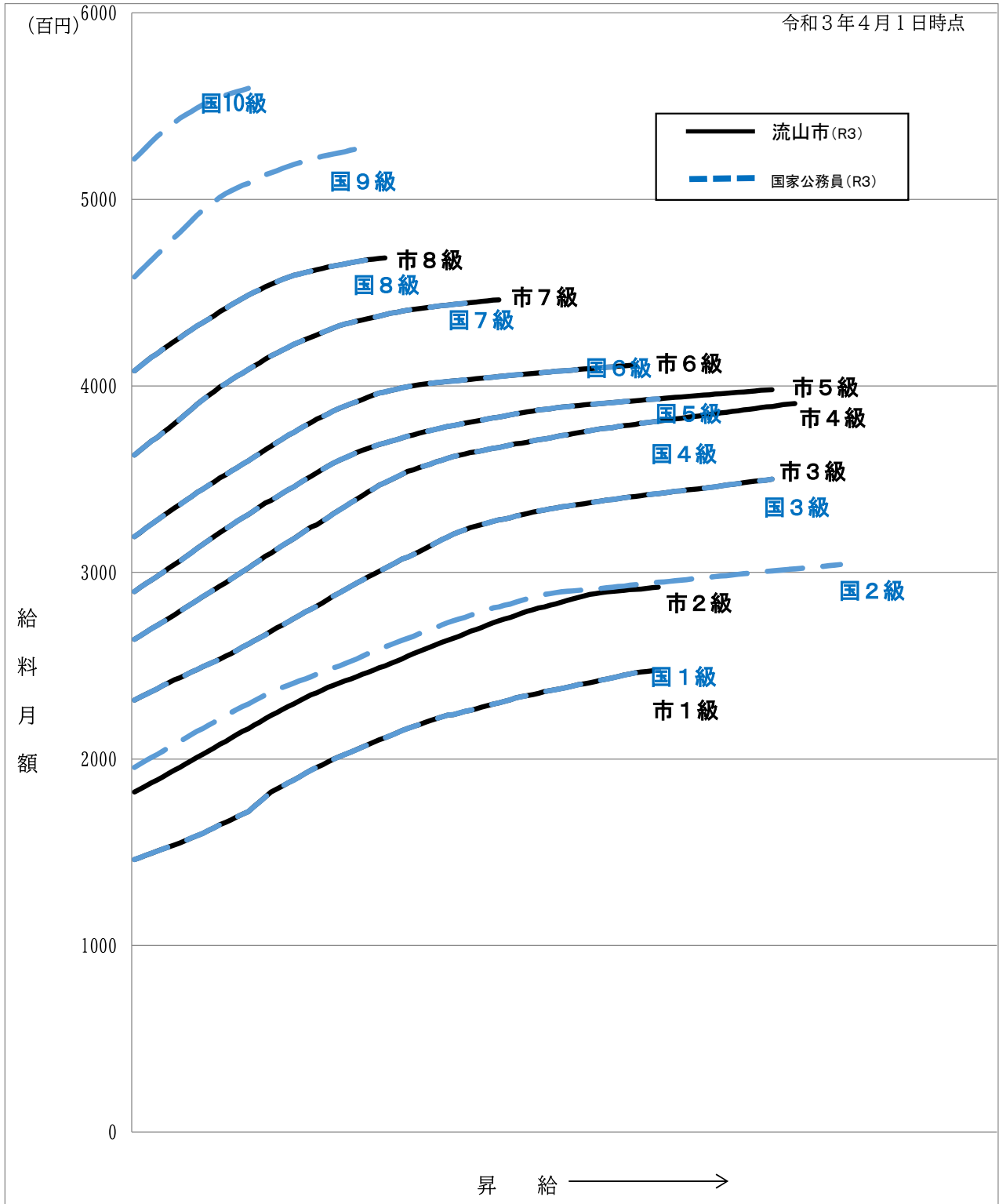
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比	1号給の給料 月額(円)	最高号給の給 料月額(円)
1級	事務員/技術員	32	5.9%	146,100	247,600
2級	主事/技師	193	35.7%	182,200	292,100
3級	副主査/主任主事/主任技師	57	10.6%	231,500	350,000
4級	主査	38	7.0%	264,200	390,600
5級	係長/主任主査	83	15.4%	289,700	398,000
6級	課長補佐	72	13.3%	319,200	411,200
7級	次長/課長	49	9.1%	362,900	446,200
8級	部長/事務局長	16	3.0%	408,100	468,600
合計		540	100.0%	-	-

- (注) 1 流山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の反映状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分		○		○
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)	△		△	
ロ	人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和2年度）

区分	流山市	千葉県	国
1人当たり平均支給額（円）	1,421,694	-	-
期末手当支給割合（月分）	2.55 (1.45)	2.55 (1.45)	2.55 (1.45)
勤勉手当支給割合（月分）	1.90 (0.90)	1.90 (0.90)	1.90 (0.90)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算7～20%	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15%、25%	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注）1人当たりの平均支給額は、特別職3人を除きます。

○勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

区分	流山市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,331,000円	22,565,000円	-	-

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	308,193,212円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	266,143円
支給対象地域	全地域
支給率	7.3%
支給対象職員数	1,158人
国の制度（支給率）	6.0%

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)	18,261,075円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	68,910円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度)	22.1%
手当の種類 (手当数) (令和3年4月1日現在)	19手当

手当の名称	主な対象職員及び支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)		左記職員に対する支給単価		
		金額	回数	金額	回数	
徴収手当	市税の滞納整理又は国民健康保険料、し尿の汲取り手数料若しくは市営住宅の家賃等の徴収に従事した者	28,800	日額	400円		
税務調査手当	市税の課税調査に従事した者	211,400	日額	400円		
用地交渉手当	用地交渉の業務に従事した者	17,550	日額	450円		
電気等主任技術者手当	電気主任技術者又はボイラータービン主任技術者である者	120,000	月額	5,000円		
病害虫防除等手当	病害虫の防除作業に従事した者	0	日額	330円		
火災出動手当	消防職員で火災・救助のため出動した者(高所作業手当の支給対象となる者を除く。)	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	74,750	1回	650円
			機関員でない者	136,000	1回	500円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	232,440	1回	520円
			機関員でない者	427,200	1回	400円
救急出動手当	消防職員で救急のため出動した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	709,120	1回	320円
			機関員でない者	1,122,000	1回	250円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	1,616,420	1回	260円
			機関員でない者	2,532,400	1回	200円
救急救命士手当	消防職員で救急救命処置に従事する者	1,670,000	月額	5,000円		
高所作業手当	消防職員で地上10メートル以上の高所において消火若しくは救助の作業又は高度な訓練に従事した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動		0	1回	680円
		上記以外の時間の出動		550	1回	550円
		高度な訓練に従事した者		17,325	日額	550円
危険手当	人体に危険を及ぼす業務に従事した者	0	日額	500円		
災害等危険作業手当	震災、風水害の警戒、応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者(防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。)	0	日額	350円		
行旅病人取扱手当	行旅病人の取扱いをした者	0	1件	1,500円		
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いをした者	0	1件	3,000円		
社会福祉手当	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条に定める者	1,950,480	月額	4,200円		
防疫手当	防疫業務に従事した者	3,193,425	日額	330円		
清掃業務手当	清掃作業の自動車の運転に従事した運転士	28,980	日額	280円		
	塵芥処理に従事した機械管理員又は作業員	3,389,100	日額	550円		
	し尿処理に従事した機械管理員	333,300	日額	550円		
特殊車両等運転手当	トラクター、ショベルカー、ロードローラー又はブルドーザー等の特殊車両(以下「特殊車両」という。)の運転に従事した者	227,900	日額	530円		
	本務として乗車定員30人以上又は最大積載量6,500キログラム以上の自動車(以下「大型自動車」という。)の運転に従事した者	0	日額	330円		
	本務として自動車(特殊車両及び大型自動車を除く。)の運転に従事した者	25,375	日額	250円		
廃棄物処理施設技術管理者手当	廃棄物処理施設技術管理者である者	120,000	月額	5,000円		
臨時運転手当	自動車の運転を本務としない者で専任の運転士に代わって土木作業用又は清掃作業用自動車を運転した者	76,560	日額	220円		

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	240,580,089円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	255,936円
支給実績（令和元年度決算）	297,275,585円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	326,676円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	流山市における手当の内容及び支給単価	国の制度と内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	○配偶者6,500円 ○配偶者以外の扶養親族 子 10,000円 子以外 6,500円 (16歳~22歳の子1人につき、 5,000円加算)	同じ	94,329,746円	227,301円
住居手当	借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限り）家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	71,339,574円	307,498円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6か月を超えない期間で低廉な 定期券・回数券等の価格を一括 支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて5,100円~ 32,830円を支給	○電車・バスを利用する場合 月額55,000円を限度として、6 か月を超えない期間で低廉な定 期券・回数券等の価格を一括支 給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円~ 31,600円を支給	104,472,954円	114,679円
管理職手当	○5級~8級の管理職に支給 8級（部長相当職） 76,500円 7級（課長相当職） 58,600円 6級（課長補佐相当職） 46,200円 5級で管理職である者（指導主 事、管理主事） 38,900円	○管理又は監督の地位にある職 員の官職のうち、規則で指定す る官職を占める職員に対し支給 ○俸給の特別調整額における職 務の級や区分に応じて46,300円 ~139,300円を支給	130,639,400円	616,224円
休日勤務手 当	○祝日に勤務した職員に通常の 時間単価に135/100を乗じた額を 支給 ○年末年始に勤務した職員に通 常の時間単価に150/100を乗じた 額を支給	○祝日及び年末年始に勤務した 職員に通常の時間単価に135/100 を乗じた額を支給	64,538,293円	300,178円
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として深夜（午 後10時~翌日午前5時）に勤務 した職員に通常の時間単価に 25/100を乗じた額を支給	同じ	8,062,049円	52,351円
管理職員特 別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要 等により平日深夜（午前0時~ 午前5時）又は週休日等に勤務 した場合に支給 ○週休日等の場合 勤務1回につき、職務の級に応 じ4,000円~10,000円（6時間 を超える勤務は5割増） ○平日深夜の場合 勤務1回につき、職務の級に応 じ2,000円~5,000円	○俸給の特別調整額の区分等に 応じて、週休日等の勤務につい ては勤務1回につき6,000円~ 18,000円（6時間を超える勤務 は5割増）、平日深夜について は3,000円~6,000円を支給	2,624,000円	145,778円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等					
		流山市	我孫子市	野田市	柏市	松戸市	鎌ヶ谷市
給料	市長	926,500円	846,000円	972,000円	961,000円	1,050,000円	900,000円
	副市長	800,000円	724,000円	831,000円	790,000円	860,000円	780,000円
報酬	議長	547,900円	530,000円	547,000円	668,000円	720,000円	505,000円
	副議長	488,100円	470,000円	492,000円	597,000円	660,000円	455,000円
	議員	458,250円	440,000円	450,000円	577,000円	590,000円	430,000円
		支給割合 (令和2年度)					
期末手当	市長	4.40 月分					
	副市長	4.40 月分					
	議長	4.25 月分					
	副議長	4.25 月分					
	議員	4.25 月分					
退職手当		算定方法		1期の手当額		支給時期	
	市長	給料月額×在職月数×0.35		15,570,000円		任期毎	
	副市長	給料月額×在職月数×0.25		9,600,000円		任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

区分	給料月額等（円）	
	（参考）類似団体における最高/最低額	
給料	市長	1,130,000 / 702,000
	副市長	930,000 / 691,200
報酬	議長	724,000 / 463,000
	副議長	660,000 / 420,000
	議員	606,000 / 400,000

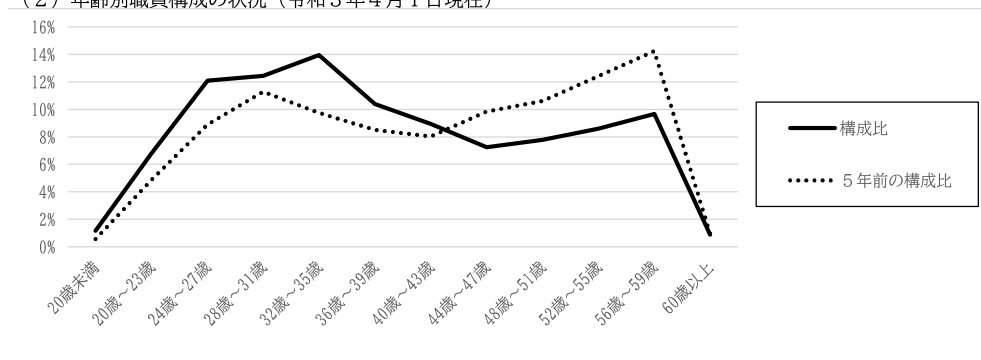
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(令和3年4月1日現在)

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	9人	10人	1人	議会事務強化
		総務	160人	160人	0人	
		税務	52人	53人	1人	市民税業務関連の増員
		労働				
		農水	9人	9人	0人	
		商工	13人	13人	0人	
		土木	107人	108人	1人	建築指導業務強化
	計	350人	353人	3人	<参考>人口1万人当たりの職員数 17.6人	
	福祉部門	民生	243人	247人	4人	社会福祉業務強化/障害者給付業務強化 /保育運営業務強化/ケースワーカー増
		衛生	85人	90人	5人	新型コロナワクチン対策関連増員/歯科 衛生業務強化
		計	328人	337人	9人	
	一般行政計	678人	690人	12人	<参考>人口1万人当たりの職員数 34.4人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 44.31人)	
	教育部門	134人	132人	-2人	学校調理業務民間委託/図書館司書不補 充(補充済)	
	消防部門	199人	206人	7人	指揮隊増員/防災関連市長部局からの配 置換え	
小計	1,011人	1,028人	17人	<参考>人口1万人当たりの職員数 51.31人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 60.87人)		
公営企業等 会計部門	水道	17人	17人	0人		
	下水道	16人	16人	0人		
	その他	58人	56人	-2人	特別会計内の部門の見直し	
	小計	91人	89人	-2人		
合計 [条例定数]		1,102人 [1,368人]	1,117人 [1,368人]	15人		

※人口1万人当たりの職員数は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口に基づくものです。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	13人	76人	135人	139人	156人	116人	100人	81人	87人	96人	108人	10人	1,117人
内訳													
男性	13人	54人	88人	81人	77人	83人	63人	52人	54人	65人	84人	6人	720人
女性	0人	22人	47人	58人	79人	33人	37人	29人	33人	31人	24人	4人	397人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	過去5年間	
							増減数	増減率
一般行政	646人	660人	663人	678人	678人	690人	44人	6.8%
教育	126人	120人	124人	126人	134人	132人	6人	4.8%
消防	186人	185人	187人	192人	199人	206人	20人	10.8%
普通会計	958人	965人	974人	996人	1,011人	1,028人	70人	7.3%
公営企業等会計	88人	86人	82人	82人	91人	89人	1人	1.1%
総合計	1,046人	1,051人	1,056人	1,078人	1,102人	1,117人	71人	6.8%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7. 公営企業職員の状況

(1) 水道・下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

事業	区分	総費用 A (千円)	純損益又は実質収 支 (千円)	職員給与費 B (千円)	総費用に占める職員 給与費比率 B/A (%)	(参考) 元年度の総費用に 占める職員給与費 比率 (%)
水道事業	令和2年度	3,116,397	1,100,003	144,734	4.6	4.1
下水道事業	令和2年度	3,224,781	269,120	98,374	3.1	3.5

事業	区分	職員数 A (人)	給与費				1人当たり 給与費 B/A (千円)
			給料 (千円)	職員手当 (千 円)	期末・勤勉手当 (千 円)	計 B (千円)	
水道事業	令和2年度	22	78,065	18,122	30,439	126,626	5,756
下水道事業	令和2年度	17	61,699	16,099	25,243	103,041	6,061

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。
 4 職員数及び給与費には、上下水道事業管理者は含みません。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢 (歳)	基本給	平均月収額
水道事業	44.4	295,700円	479,643円
下水道事業	43.4	302,447円	505,105円
団体平均			
水道事業	45.3	335,096円	502,816円
下水道事業	43.7	331,372円	495,629円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	水道事業		下水道事業	
1人当たり平均 支給額（令和2 年度決算）	1,384,000円		1,485,000円	
平均年齢（歳）	44.4		43.4	
令和2年度支給割合 （再任用職員）	期末手当 2.55 月分 (1.45 月分)	勤勉手当 1.90 月分 (0.90 月分)	期末手当 2.55 月分 (1.45 月分)	勤勉手当 1.90 月分 (0.90 月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算7%~20%（令和2年 度）		職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算7%~20%（令和2年 度）	

- (注) 1 平均年齢は、令和3年4月1日現在の年齢です。
 2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

	水道事業		下水道事業	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加 算措置	定年前早期退職特例措置（2%~ 20%加算）		定年前早期退職特例措置（2% ~20%加算）	
1人当たり 平均支給額	※	-	-	-

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均値です。
 2 水道事業（自己都合）の平均支給額については、対象となる職員が1人のため、個人情報保護の観点から数値を「※」で表記しています。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	10,592千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	271,589円
支給対象地域	全地域
支給率	7.3%
支給対象職員数	39人
一般行政職の支給率	7.3%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

区分	全職種
支給実績（令和2年度決算）	60,000円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	60,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	2.6%
手当の種類（手当数）（令和3年4月1日現在）	5

手当の名称	主な対象職員及び支給対象業務	支給実績（令和2年度決算）	左記職員に対する支給単価	
電気主任技術者手当	自家用電気工作物主任技術者である者	-	月額	5,000円
水道技術管理者手当	水道技術管理者である者	60,000円	月額	5,000円
危険手当	人体に影響を及ぼす勤務に従事した者。ただし、機械管理員がその本来的業務において人体に危険を及ぼす業務に従事する場合を除く	-	日額	300円
緊急業務手当	勤務時間外の緊急事故処理に出動した者	-	1回	2,000円
徴収手当	公共下水道の使用料等の徴収に従事した者	-	日額	400円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	6,139千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	157千円
支給実績（令和元年度決算）	12,596千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	307千円

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	流山市における手当の内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績（令和2年度決算） （千円）	支給職員1人当たり平均 支給年額（令和2年度決算） （円）
扶養手当	○配偶者6,500円 ○配偶者以外の扶養親族 子 10,000円 子以外 6,500円 (16歳～22歳の子1人につき、5,000円加算)	同じ	4,195	279,674
住居手当	借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限る）家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	3,524	352,421
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6か月を超えない期間で低廉な定期券・回数券等の価格を一括支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて5,100円～32,830円を支給	同じ	3,388	109,292
管理職手当	○6級～8級の管理職に支給 8級（部長相当職） 76,500円 7級（課長相当職） 58,600円 6級（課長補佐相当職） 46,200円	同じ	3,773	628,800
休日勤務手当	○祝日に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額を支給 ○年末年始に勤務した職員に通常の時間単価に150/100を乗じた額を支給	同じ	46	15,230
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌日午前5時）に勤務した職員に通常の時間単価に25/100を乗じた額を支給	同じ	-	-
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要等により平日深夜（午前0時～午前5時）又は週休日等に勤務した場合に支給 ○週休日等の場合 勤務1回につき、職務の級に応じ4,000円～10,000円（6時間を超える勤務は5割増） ○平日深夜の場合 勤務1回につき、職務の級に応じ2,000円～5,000円	同じ	-	-